

○御前崎市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

(令和3年3月8日告示第58号)

(趣旨)

第1条 この告示は、御前崎市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等(以下「建設関連業務」という。)の委託契約(以下「業務委託契約」という。)の締結に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この告示は、予定価格が50万円以上の建設関連業務で、指名競争入札案件を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格(以下「最低制限価格」という。)を契約ごとに、定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次に掲げる業務において、各業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に10分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8(測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5)を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6(地質調査業務にあっては3分の2)を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額

- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- (4) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
- (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- (6) その他業務 作業価格計に 10 分の 7 を乗じて得た額
- 3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに 10 分の 8(測量業務にあつては 10 分の 8.2、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5)から 10 分の 6(地質調査業務にあつては 3 分の 2)までの範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。
- 4 前 2 項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、更に、最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 〇〇円)」と記載する。
(対象業者への周知)

第 4 条 本制度の円滑な運用を図るため、市長は、指名通知等の際に、「地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の適用があること」を明示するとともに、建設工事等競争契約入札心得(平成 21 年告示第 42 号)の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。
(開札処理)

第 5 条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとし、当該入札者に対して、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者とししない旨を通知するものとする。
(入札経過の整理)

第 6 条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この告示は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。